

# 足利市地域防災計画

## 災害応急対策編 (その他事故災害)

令和6(2024)年3月

足利市防災会議

## 災害応急対策編（その他事故災害） 目 次

<その他事故災害応急対策のタイムライン> .....	3
第1節 災害対策本部等の設置 .....	5
第1 市の災害対応体制 .....	5
第2 市職員の配備体制等 .....	5
第3 業務継続性の確保 .....	8
第2節 災害情報の収集・伝達 .....	9
第1 道路事故災害情報の収集・伝達 .....	9
第2 鉄道事故災害情報の収集・伝達 .....	10
第3 放射性同位元素等取扱施設事故災害情報の収集・伝達 .....	10
第4 石油類等危険物事故災害情報の収集・伝達 .....	10
第6 火薬類事故災害情報の収集・伝達 .....	11
第7 毒物・劇物事故災害情報の収集・伝達 .....	11
第3節 事故応急対策 .....	12
第1 道路・鉄道事故災害応急対策 .....	12
第2 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策 .....	12
第3 石油類等危険物施設事故応急対策 .....	13
第4 ガス事故応急対策 .....	13
第5 都市ガス事故応急対策 .....	14
第6 火薬類事故応急対策 .....	14
第7 毒物・劇物事故 .....	14
第4節 消火、救助・救急、医療及び捜索活動 .....	16
第1 消火活動 .....	16
第2 救助・救急活動 .....	16
第3 医療救護活動 .....	16
第4 捜索活動 .....	17
第5節 交通・輸送対策 .....	18
第1 道路・交通対策 .....	18
第2 代替輸送 .....	18
第6節 避難対策 .....	19
第1 避難情報の発令 .....	19
第2 避難所の開設・運営 .....	19
第7節 広報活動 .....	21

<その他事故災害応急対策のタイムライン>

関係機関	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
各部（共通）	【1.2】 職員の動員・配備 【1.3】 業務継続性の確保				
緊急地区隊	【1.2】 職員の動員・配備 【6.2】 避難所の開設・運営				
総合政策部 ※危機管理課兼務 職員を含む	【1.1/2】 初動体制の整備、災害対策本部の設置等 【2】 災害情報の収集・伝達 【6.1】 避難情報の発令・周知・報告 【7】 広報活動				
行政経営部	【6.1】 避難情報の周知				
健康福祉部	【6.2】 避難所の開設・運営		【6.2】 避難所の運営（健康、要配慮者対策）		
生活環境部					
産業観光部					
都市建設部	【2.1】 道路事故災害情報の伝達 【3.1】 道路事故災害応急対策 【3.3】 流出危険物等の拡散防止 【4.1/2】 消火・救助活動の協力 【5.1】 道路交通対策（規制等）	【5.1】 道路交通対策（応急復旧等）			
会計課					
議会事務局					
上下水道部					
教育委員会事務局	【6.2】 避難所の開設・運営				
行政委員会事務局					
農業委員会事務局					
消防本部	【1.1/2】 初動体制の整備、災害対策本部の設置等 【2】 災害情報の収集・伝達 【3.2】 放射線事故応急対策 【3.3】 石油類等危険物等の流出防止 【3.4/5】 高圧ガス、都市ガスの二次災害防止 【4.1/2】 消火・救助活動 【6.1】 避難情報の発令	【4.4】 搜索活動			
消防団		【4.4】 搜索活動			

(注) 【1.1】は、第1節.第1に当該対策の記載があることを示す。

関係機関	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
県	【3.2】放射線事故に関する情報提供 【3.7】毒物・劇物事故に対する情報提供及び指導				
警察署	【5.1】道路交通対策	【4.4】搜索活動			
道路管理者	【2.1】道路事故災害情報の伝達 【3.1】道路事故災害応急対策 【4.1/2】消火・救助活動の協力 【5.1】道路交通対策（規制等）	【5.1】道路交通対策（応急復旧等）			
河川管理者	【3.3】流出危険物等の拡散防止				
鉄道事業者	【2.2】鉄道事故災害情報の伝達 【3.1】鉄道事故災害応急対策 【4.1/2】消火・救助活動の協力 【5.2】代替輸送				
医療関係機関	【4.3】医療救護活動				

(注) 【1.1】は、第1節.第1に当該対策の記載があることを示す。

## 第1節 災害対策本部等の設置

市内で大規模な事故等が発生し、または発生するおそれがある場合、必要に応じて災害対策本部を設置し、県や防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速・的確に実施する。

### 【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 初動体制の整備	危機管理課、消防本部、各部	
第2 災害対策本部の設置等	総合政策部、消防本部、各部	

## 第1 市の災害対応体制

### 1 初動警戒配備

大規模な事故等が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、総合政策部及び消防本部が警戒にあたる。

### 2 災害対策本部

大規模な事故等発生した場合、または発生するおそれがある場合においては、必要に応じ災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とし設置する。

#### <災害対策本部設置基準>

- ① 多数の死傷者発生したとき、または発生するおそれがあるとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

- \* 災害対策本部は市役所庁舎内（特別会議室）に設置する。
- \* 災害対策本部を設置したときは「足利市災害対策本部」を表示する。
- \* 災害対策本部の組織及び運営は、足利市災害対策本部条例及び資料編に定めるところによる。
- \* 災害対策本部を設置又は解散した場合、市（総合政策部）は県（危機管理防災局）、陸上自衛隊、気象台その他の関係機関に、県防災ネットワークシステム、電話等で、速やかに報告、連絡を行う。また、市民に対してLアラート、市ホームページ、市公式SNS、消防防災メール等で広報を行う。

\* 市長が不在等の場合における本部長の職務の代行順位

第1順位 副市長      第2順位：総合政策部長      第3順位：行政経営部長

## 第2 市職員の配備体制等

### 1 配備体制等

配備区分	配備体制	その他
部ごとの配備体制	初動警戒配備（総合政策部・消防本部）、第1配備及び第2配備（各部）	配備体制ごとの人員等は、各部長が定める。
緊急地区隊	指定避難所等の開設状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 緊急地区隊の配備は、災害対策本部の本部長が決定（災害対策本部等が設置されていない場合には、総合政策部長） 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定めるほか、指定避難所等開設時の対応は、教育次長及び健康福祉部長の指示による。
危機管理課兼務職員	災害状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定める。

\* 緊急地区隊又は危機管理課兼務職員に任命された職員の職務は、所属部ごとの職務に優先する。

## 2 配備指令

市長は、災害の状況により職員を動員し、次に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

### <大規模事故等発生時の職員配備基準>

配備体制	本部体制	配備基準	配備要員
初動警戒 配備	—	① 大規模な事故等が発生し、多数の死傷者等が発生するおそれのあるとき	○総合政策部（危機管理課） ○消防本部（消防長が定める職員）
第1配備 ～ 第2配備	災害対策本部	① 多数の死傷者発生したとき ② その他市長が必要と認めたとき	○災害対策本部構成員 ○各部の活動状況に応じて第1配備職員から順次所属長の判断で参集命令 ○危機管理課兼務職員 原則、当番班及び本部運営チームが参集。また、必要に応じ追加参集又は交代のための参集 * 緊急地区隊（避難所の開設を要する場合）

### <大規模事故等発生時の初動対応>

配備体制	各部配備職員	緊急地区隊	危機管理課兼務職員
初動警戒 配備	① 大規模事故等発生に伴い自動参集（総合政策部・消防本部） ② 被害の調査、対応、情報収集 ③ 県（危機管理防災局）との情報共有	参集なし ただし、市（総合政策部）から送られる情報に留意	参集なし ただし、市（総合政策部）から送られる情報に留意
第1配備 ～ 第2配備	① 災害対策本部設置に伴う参集命令により参集（第1配備） ② 災害対策本部を設置 ③ 被害の調査、対応、情報収集 ④ 各部は災害対策本部決定事項に従うほか、地域防災計画に定める所管事務を適宜開始 ⑤ 第1配備以外の職員は、各部所管事務の状況に応じた各部長の参集命令により参集	① 参集命令に伴い担当避難所へ参集 ② 避難所の安全確認を行い待機 ③ 避難者が来た場合は本部に報告し受入れ ④ 待機を解除された場合は、所属長の指示に従う	① 総合政策部長の参集命令により当番班及び本部運営チームが参集 ② 災害の状況により、追加参集又は交代のための参集 ③ 当番班及び当番班交代職員は災害の状況に応じた対応、本部運営チームは事務分掌に基づく対応

## 3 各部職員の動員・配置

### (1) 動員連絡

各部長は、休日や夜間等の勤務時間外においても、所属職員に対し必要な指示を行えるよう、

連絡体制を整えておく。なお、連絡は、電話、メール等のうち、最も速やかに実施できる方法により行う。

各配備体制において配備する職員の編成は、動員配備計画（資料編）による。

## （２） 配備報告

各部長は、職員の参集状況を随時、災害情報共有システムにより報告する。

## （３） 職員の配置

各部長は、所管事務を遂行するため、次の点に留意して部内の組織編成及び職員の配置を行う。

① 職員の交代時期・方法

② 高次の配備体制への移行準備

なお、部長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により職員が不足する場合は、行政経営部長を通じて他の部の職員の派遣を求める。

行政経営部長は、各部からの職員派遣協力要請に対し、職員参集状況を勘案し、各部長と協議の上、部間の職員配置を調整する。

## （４） 会計年度任用職員の配置

会計年度任用職員は、原則、通常勤務の時間帯に参集し、参集後は所属長の指示に従い業務に従事するものとする。

## （５） 職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合には、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他市長が認める者は動員から除外することができる。

### ＜勤務時間内における遵守事項＞

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。</li><li>② 不急の行事、会議、出張等を中止する。</li><li>③ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。</li><li>④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長等の指示があるまで退庁せずに待機する。</li><li>⑤ 事故現場に出動した場合は、職員証や所定の腕章、ビブスを着用するなど職員であることを明らかにする。</li><li>⑥ 職員は、市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。</li></ul> |
|--|

### ＜勤務時間外における遵守事項＞

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 大規模な事故等が発生したことを覚知したときは、動員連絡を待つことなく、自主的に所属の勤務場所へ登庁する。（警戒配備）<br/>災害対策本部が設置されたとき、又は所属長からの参集命令があったときは、迅速に所属の勤務場所へ登庁する。（第1配備～第2配備）</li><li>② 参集が不可能な場合は、所属長にその旨を伝え、その後の指示を仰ぐ。</li><li>③ 緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、活動しやすい服の着用、身分証明書、食料3食分以上、飲料水を持参するものとする。</li></ul> |
|--|

## 4 緊急地区隊の配備

緊急地区隊の配備は、災害対策本部の本部長が決定するが、災害対策本部が設置されていない場合において、自主避難所を開設する必要がある場合には、総合政策部長が配備を決定する。詳細は、緊急地区隊編成・運用要領（資料編参照）による。

<緊急地区隊の概要>

編成	○指定避難所が所在する地域単位で、隊長・副隊長・隊員により編成 ○市長が毎年任命
主な業務	○夜間、休日等の閉庁時（災害の規模等により必要と認められる場合は、開庁時）において災害が発生した場合の初動期における指定避難所又は自主避難所の開設及び運営 ○災害の状況等に応じ、他の指定避難所の運営を支援
指揮系統	○配備決定後、緊急地区隊は指定避難所等へ参集し、教育次長の指揮下でその後の業務にあたる。 ○指定避難所等における福祉避難所の開設・運営及び高齢者・障がい者等の要配慮者に対する支援に関する事項について、健康福祉部長の指揮の下で業務にあたる。

## 5 危機管理課兼務職員の配備

災害対策本部事務局の中核を担う危機管理課の職員体制を強化するため、危機管理課兼務職員を配備する。

### (1) 危機管理課兼務職員の事務分掌

災害対策本部設置時には事務局として概ね次の事務にあたる。

チーム	事務分掌
危機管理課 及び当番班	各部・関係機関との連絡調整 市民からの被害通報等の受信 各種防災情報システムの運営 市民、自主防災組織、民生委員等に対する避難情報等の伝達 ホームページやSNSによる防災情報の発信 記者会見等の対応
本部運営チーム	災害対策本部会議の準備や、会議結果のとりまとめ 市議会への情報提供

### (2) 配備の決定

災害対策本部設置時では、別に定める当番班及び本部運営チームが対応にあたる。

その他配備の詳細は、災害の状況等に応じて、総合政策部長が決定する。

## 第3 業務継続性の確保

市（各部）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のために策定した業務継続計画（BCP）により、業務継続性の確保を図る。



## 第2節 災害情報の収集・伝達

大規模な事故災害が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策等に必要な情報伝達を行う。

### 【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 道路事故災害情報の収集・伝達	総合政策部、都市建設部、消防本部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)
第2 鉄道事故災害情報の収集・伝達	総合政策部、消防本部	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
第3 放射性同位元素等取扱施設事故災害情報の収集・伝達	消防本部	放射性同位元素等取扱事業者
第4 石油类等危険物事故災害情報の収集・伝達	消防本部	石油类等危険物取扱事業者
第5 高圧ガス事故災害情報の収集・伝達	消防本部	高圧ガス取扱事業者
第6 火薬類事故災害情報の収集・伝達	消防本部	火薬類取扱事業者
第7 毒物・劇物事故災害情報の収集・伝達	消防本部	毒物・劇物取扱事業者

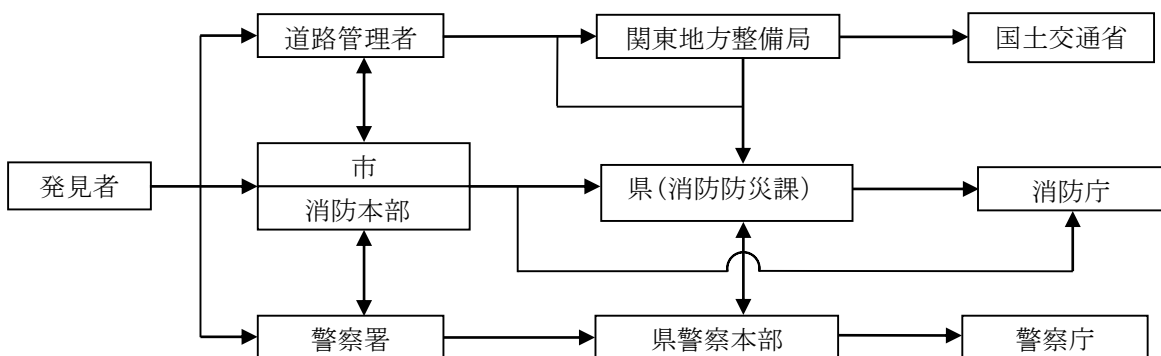
市（総合政策部、消防本部）は、大規模事故の発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国に報告する。（国への報告は直接即報に該当する場合）

なお、被害が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

その他、事故災害の事象に応じて、次のとおり災害情報を伝達する。

### 第1 道路事故災害情報の収集・伝達

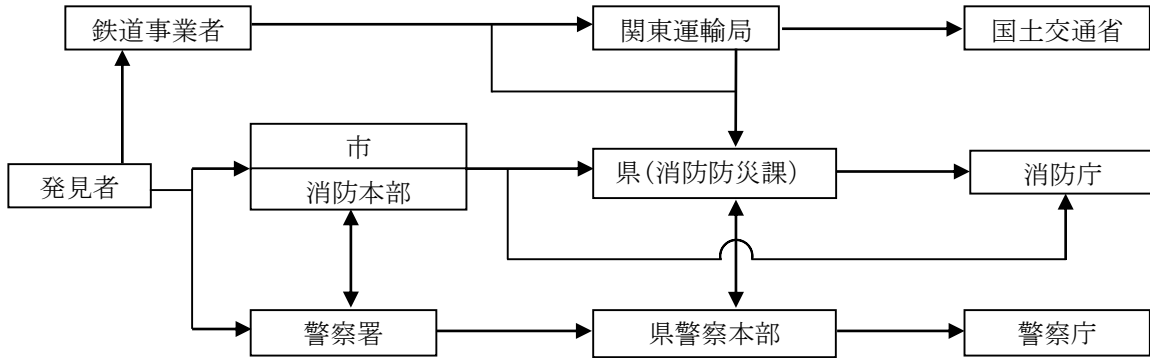
道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）に伝達する。



<道路事故災害情報の伝達系統>

## 第2 鉄道事故災害情報の収集・伝達

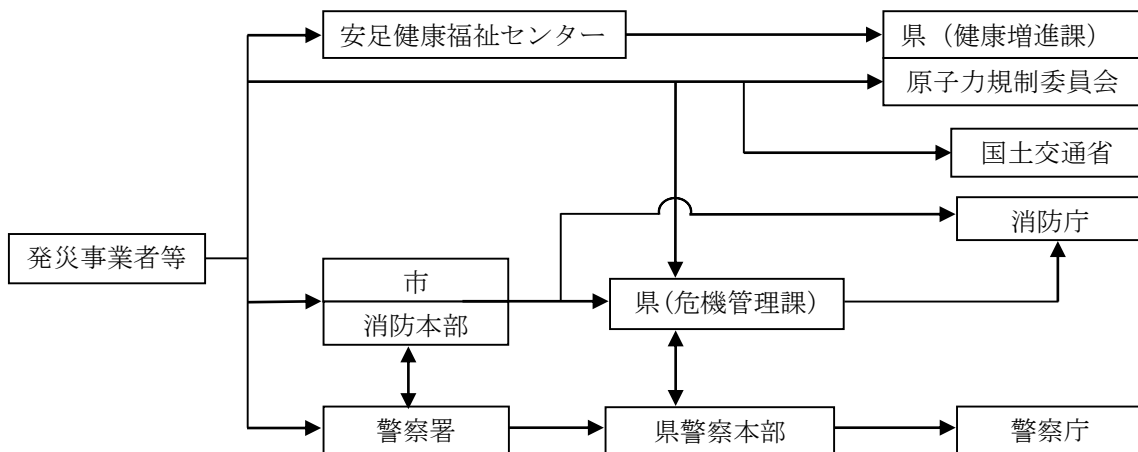
鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（危機管理防災局）、市（総合政策部、消防本部）に伝達する。



<鉄道事故災害情報の伝達系統>

## 第3 放射性同位元素等取扱施設事故災害情報の収集・伝達

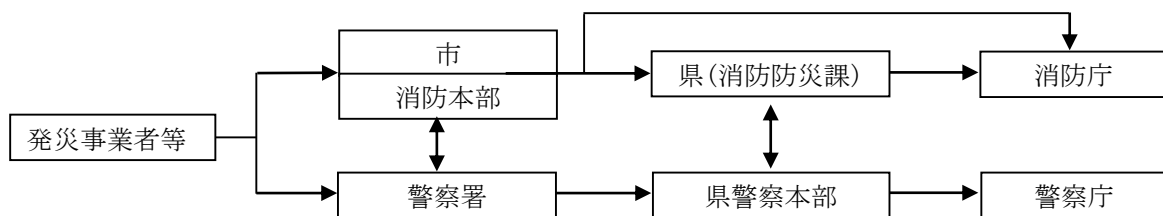
放射性同位元素等取扱事業者は、放射性物質事故による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市（消防本部）及び警察に連絡する。



<放射性同位元素等取扱施設事故災害情報の伝達系統>

## 第4 石油类等危険物事故災害情報の収集・伝達

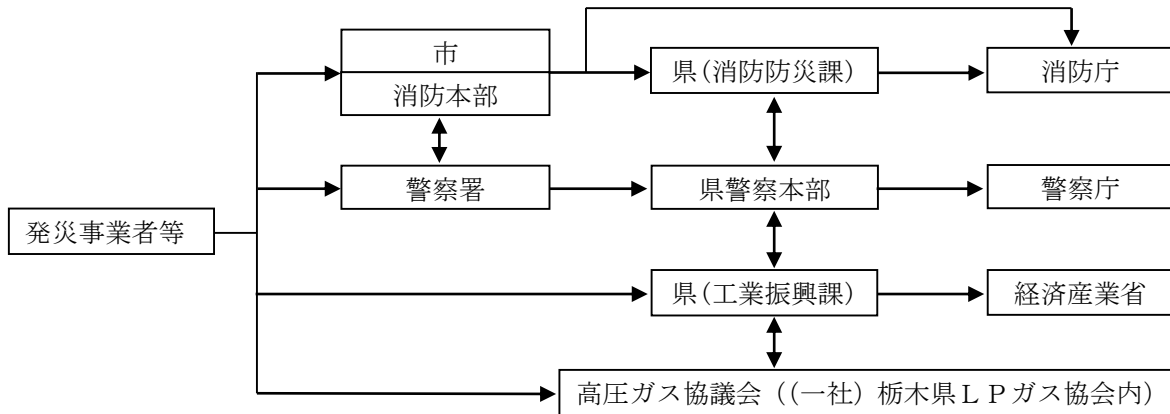
石油类等危険物取扱事業者は、石油类等危険物事故が発生した場合、直ちに国、県、市（消防本部）及び警察に連絡する。



<石油类等危険物事故災害情報の伝達系統>

## 第5 高圧ガス事故災害情報の収集・伝達

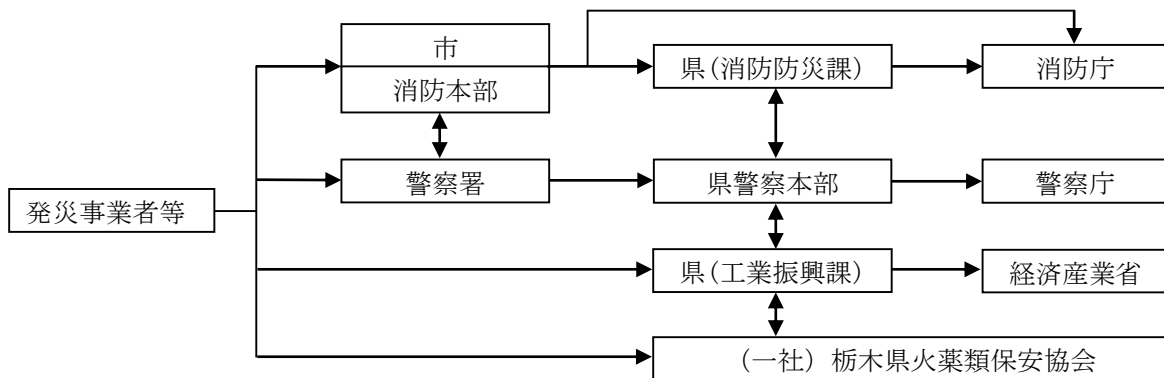
高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス事故が発生した場合、直ちに高圧ガス協会、県、市（消防本部）及び警察に連絡する。



<高圧ガス事故災害情報の伝達系統>

## 第6 火薬類事故災害情報の収集・伝達

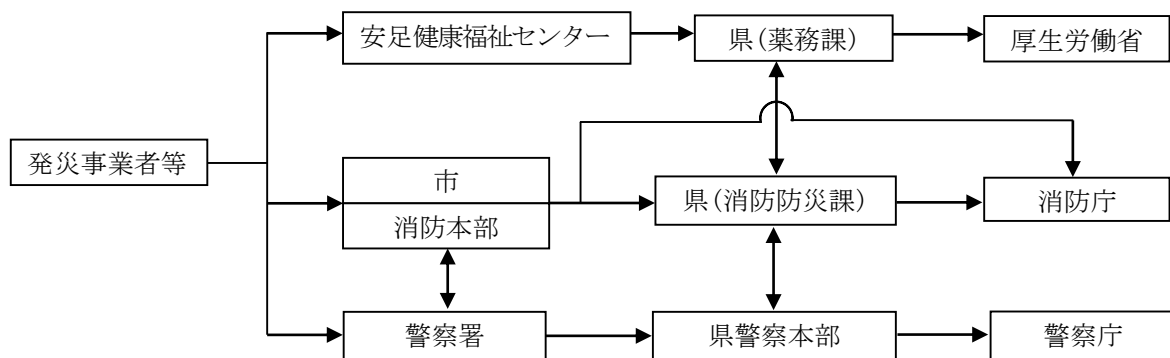
火薬類取扱事業者は、高圧ガス事故が発生した場合、直ちに火薬類保安協会、県、市（消防本部）及び警察に連絡する。



<火薬類事故災害情報の伝達系統>

## 第7 毒物・劇物事故災害情報の収集・伝達

毒物・劇物取扱事業者は、毒物・劇物事故が発生した場合、直ちに県、市（消防本部）及び警察に連絡する。



<毒物・劇物事故災害情報の伝達系統>

### 第3節 事故応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

#### 【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 道路・鉄道事故災害応急対策	都市建設部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
第2 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	消防本部	県、放射性同位元素等取扱事業者
第3 石油類等危険物施設事故応急対策	都市建設部、消防本部	県、渡良瀬川河川事務所、水路等の管理者、石油類等危険物取扱事業者
第4 ガス事故応急対策	消防本部	LPGガス販売事業者、高圧ガス事業者
第5 都市ガス事故応急対策	消防本部	足利ガス(株)
第6 火薬類事故応急対策		火薬類取扱事業者等
第7 毒物・劇物事故		県、毒物・劇物取扱事業者等

#### 第1 道路・鉄道事故災害応急対策

##### 1 道路・鉄道管理者の措置

道路・鉄道管理者は、交通事故等により道路上に危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

#### 第2 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

##### 1 放射性同位元素等取扱事業者の措置

放射性同位元素等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国（原子力規制委員会）、県（危機管理防災局）、市（消防本部）及び警察（足利警察署）に連絡する。

##### 2 市の措置

市（消防本部）は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を着装するなど、職員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して応急活動を実施する。

また、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、R I等取扱事業者と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。なお、管理区域内における注水は放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。

##### 3 県の措置

県（保健福祉部）は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防本部等に提供する。

安足健康福祉センターは、配備しているサーベイメータにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに市へ提供する。

### 第3 石油类等危険物施設事故応急対策

#### 1 石油类等危険物取扱事業者の措置

##### (1) 火災・爆発等対策

- ① 災害が発生した場合、消防、警察等に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- ② 自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- ③ 災害の拡大防止のため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- ④ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- ⑤ 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

##### (2) 漏洩対策

- ① 災害が発生した場合、消防、警察等に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- ② 自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- ③ 直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- ④ 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- ⑤ 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

#### 2 市の措置

市（消防本部）は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

#### 3 河川管理者等の措置

危険物が漏洩した場合、河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、次の措置を講じる。

- ① パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- ② オイルフェンスの拡張などで危険物の拡散を防止する。また、必要に応じて吸着マット等回収資機材を活用する。

### 第4 ガス事故応急対策

#### 1 LPガス販売事業者・高圧ガス事業者の措置

##### (1) 速やかな応急措置の実施

###### ア LPガス販売事業者等の措置

LPガス販売事業者等は、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

###### イ 高圧ガス事業者の措置

高圧ガス事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るほか、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

##### (2) 応援・協力

###### ア LPガス販売事業者等の応援・協力

LPガス販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

## イ 高圧ガス事業者の応援・協力

高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

## 2 市の措置

市（消防本部）は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。その他、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

## 第5 都市ガス事故応急対策

### 1 都市ガス事業者の措置

災害が発生した場合、保安規程に定める処理要領に基づき、施設の点検、供給区域内の巡視を行う。

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、応急対策を実施する。また、必要に応じてガスの供給を停止など適切な二次災害防止策を講じる。

### 2 市の措置

市（消防本部）は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。

## 第6 火薬類事故応急対策

### 1 火薬類取扱事業者等の措置

#### (1) 貯蔵火薬類の移送

災害により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、見張り人をつける。

移送する余裕がない場合等は、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。

#### (2) 火薬庫入口の封鎖・住民への警告

火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。

#### (3) 異常火薬類等の廃棄

安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

## 第7 毒物・劇物事故

### 1 毒物・劇物取扱事業者等の措置

#### (1) 毒物・劇物の流出等における措置

毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市（消防本部）、県、警察等へ通報する。

漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。

#### (2) 災害発生時の措置

災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

### 2 県の措置

県（保健福祉部）は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う。

県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握した情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等へ必要な指導を行う。

## 第4節 消火、救助・救急、医療及び捜索活動

関係機関は連携して、消火活動、救助・救急活動、医療活動及び捜索活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

### 【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 消火活動	都市建設部、消防本部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
第2 救助・救急活動	都市建設部、消防本部	県、警察署、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、危険物等取扱事業者
第3 医療救護活動		医療機関
第4 捜索活動	消防本部、消防団	警察署

### 第1 消火活動

市(消防本部)は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。  
その他、事故災害の事象に応じて次のように消火活動を行う。

#### 1 道路・鉄道・航空機事故

道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力する。  
鉄道事業者は、事故発生直後の初期消火に努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

#### 2 ガス事故

##### (1) LPガス・一般高圧ガス事故

市(消防本部)は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。  
その他、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。また、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

##### (2) 都市ガス事故

市(消防本部)は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。また、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

### 第2 救助・救急活動

市(消防本部)及び県警察は、事故災害の状況に応じた救助・救急活動を適切に行い、必要に応じて県、関係機関に応援を要請する。  
その他、事故災害の原因に応じて次のように救助・救急活動を行う。

#### 1 道路・鉄道事故災害

道路管理者は、消防、警察等の救助・救急活動に協力する。  
鉄道事業者は、乗客等の救出・救護に努め、消防、警察の救助・救急活動に可能な限り協力する。

#### 2 危険物等事故災害

危険物等取扱事業者は、負傷者の救出・救護に努め、消防、警察の救助・救急活動に可能な限り協力する。

### 第3 医療救護活動

医療機関は、負傷者等の医療救護を行うとともに、患者の急増等に対応するため、医療機関相互に



密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

#### **第4 搜索活動**

市（消防本部、消防団）、県警察は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

## 第5節 交通・輸送対策

被害の状況、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動及び乗客の速やかな代替輸送を実施する。

### 【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 道路・交通対策	都市建設部	県、警察署、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)、防災関係機関
第2 代替輸送		東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)

### 第1 道路・交通対策

#### 1 交通状況の把握

県警察及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 2 交通規制・誘導

道路管理者、県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等の協力を確保し、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

#### 3 道路の応急措置

道路管理者、県警察及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、通行障害物の除去、被災した道路施設の応急復旧に努める。

また、災害発生後速やかに、被災した施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急復旧措置を行い、交通の確保に努める。

### 第2 代替輸送

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送の協力を努める。

## 第6節 避難対策

大規模事故災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

### 【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 避難情報の発令	総合政策部、行政経営部、消防本部	
第2 避難所の開設・運営	総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局、緊急地区隊	

### 第1 避難情報の発令

#### 1 避難情報の発令

市（総合政策部、消防本部）は、災害の拡大、消防活動状況、気象状況等を考慮して避難対象地域、避難先を設定し、災害対策基本法に基づく避難指示等を発令する。

また、状況に応じて消防法に基づく消防警戒区域を設定し、警戒区域への出入りを禁止又は制限する。

#### 2 避難情報の周知

市（総合政策部、行政経営部）は、広報車、市ホームページ、市公式SNS、消防・防災情報メール等で、避難対象地域の市民等に避難情報の発令を周知する。

#### 3 報告

市（総合政策部）は、避難情報の発令について、県防災ネットワーク等で県（危機管理防災局）に報告する。併せて、Lアラートにより報道機関等へ情報提供を行う。

### 第2 避難所の開設・運営

市（総合政策部、教育委員会、健康福祉部、緊急地区隊）は、避難所及び福祉避難所を開設、運営する。

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は避難所の運営にあたっては、以下の点に留意する。また、「足利市避難所開設・運営マニュアル」を参照して行う。

なお、資機材等の不足に際しては、市（総合政策部）との連携の下、災害時応援協定等を活用して対応する。

#### （1）住民等との連携

自主防災組織、市社会福祉協議会、ボランティア団体等の協力を得るほか、避難者自身が避難所運営へ自主的に参画できる避難所運営組織の確保に努める。

#### （2）男女共同参画による運営

運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

#### （3）多様な情報伝達への配慮

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。

外国人の避難者に対する支援は、市（生活環境部）、足利市国際交流協会等との連携のもとに行う。

#### （4）衛生環境の確保

衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染

症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の必要な措置を講じる。

#### **(5) 健康対策**

避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設け、総合相談体制の整備に努める。

また、時季を考慮し、熱中症対策、防寒対策を行う。

食料に関する配慮として、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

#### **(6) 安全安心な避難所運営**

警察署と連携し、防犯巡回活動を行う。

また、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者からの申し出があった場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

#### **(7) 情報収集伝達手段の確保**

必要に応じ、通信事業者の協力を得て、非常用電話やインターネット等の通信施設を設置する。

#### **(8) ペットのためのスペース**

避難者が滞在する居室以外の場所に、ペットのためのスペースを確保するよう努める。

## 第7節 広報活動

市や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

### 【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
—	総合政策部	県、警察署

市（総合政策部）、県（危機管理防災局）及び県警察は、災害の状況、災害対策の状況、避難情報、交通規制等、市民や被災者等のニーズに応じた情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。